

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成25年9月2日まで縦覧に供する。

平成25年7月12日

香川県知事 浜田惠造

1 申請のあった年月日

平成25年7月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ハーティ

須見 力也

高松市牟礼町原13番地1

3 定款に記載された目的

この法人は、社会的弱者といわれる障害児・者、高齢者などに対して、福祉制度を有効に活用できるように努めるとともに、一般乗用旅客自動車運送事業としての福祉タクシー事業を行うことによって、一人一人が地域で豊かで安心して暮らせ、個々の能力をできる限り活かせるように援助することを目的とする。